

令和4年11月30日
区民部納税課

オール東京滞納STOP強化月間について

1 令和4年度オール東京滞納STOP強化月間の概要

東京都及び都内区市町村の個人住民税の安定確保のため、一体的・効果的に徴収対策を推進することを目的として平成25年より本格実施している。

令和4年度の同強化月間において、東京都は長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、強化月間での広報等の取組については、昨年度同様縮小して実施するとしている。

(1) 期間

令和4年12月（取組に応じて適宜拡張可）

(2) 目的

都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施、広報することにより、滞納の抑制と徴収に対する理解の促進を図る。

(3) オール東京としての取組

- ① 共通ロゴマークの使用
- ② 納税広報関連、納税推進関連及び滞納整理関連の取組実施



図 共通ロゴマーク

2 本区の主な取組

東京都の実施方針を踏まえ、区民の生活状況に配慮して実施する。

(1) 納税広報

江東区報掲載（12月11日号）

(2) 納税推進

督促・催告送付後の夜間電話相談

（11月28日（月）～30日（水）の3日間 17時～19時まで実施）

(3) 滞納整理

差押え等の滞納処分は、滞納者の生活状況を見極めて実施